

いのせ たか みち
猪瀬 貴 道

学位の種類 博士（法学）
学位記番号 法博第92号
学位授与年月日 平成22年9月8日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科（博士課程後期3年の課程）
トランスナショナル法政策専攻
学位論文題目 投資条約仲裁手続における人的管轄権の判断基準
—国際請求における「国籍」の機能—
論文審査委員 （主査）
教授 植木 俊哉 准教授 竹下 啓介

論文内容の要旨

本論文は、グローバル化と相互依存が急速に進展する国際経済の実態を背景として、近年その締結数が増加し法的な重要性を増しつつある投資条約中の投資紛争解決手続における仲裁手続の人的管轄権をめぐる法的問題に関する総合的研究である。

国境を越えた国際的な投資が行われる場合に、外国投資家と投資受入国との間で発生する投資紛争の解決手続として、二国間投資条約や自由貿易協定などの多くの投資条約の中で仲裁手続が規定されている。このような投資条約仲裁手続において、実質的に最も重要な論点となる問題が、紛争当事者となった投資家が当該投資条約の人的管轄権の及ぶ範囲内にあるかという点であり、その際最も重要な判断基準が当該投資家（自然人の場合と法人の場合の双方があり得る）が投資条約締約国の「国籍」を有するか否か、という点である。本論文は、この投資紛争仲裁手続における投資家の「国籍」判断の問題を具体的な検討素材として、現代の国際投資紛争における「国籍」の機能の考察を通じて、現代国際法における「国籍」判断基準と機能の変化について掘り下げた検討を行っている。

論文は、全体が五つの章から構成されている。まず第一章「はじめに」では、本論文が検討対象とする問題の所在、研究の位置づけ、研究方法等が紹介されている。そこでは、投資条約仲裁手続の枠組は、国籍国の紛争への関与という点で、私人に対する損害に関する国際法上の救済手続としての外交的保護制度と類似する点があることが指摘される。同時に他方で、外交的保護は私人の国籍国による事後的な救済手続であるのに対して、投資条約仲裁手続は投資条約の締結を通じて国籍国による事前の関与が行われている点で、両者は異なる特徴を有するものでもある。筆者は、投資条約仲裁手続と外交的保護との間の以上のような異同を踏まえた上で、投資条約仲裁手続の人的管轄権の判断基準としての「国籍」の機能の検討は、外交的保護

といった私人の損害に関する国際法上の請求一般の問題における「国籍」の機能に新たな視点を切り拓くものであると指摘し、本研究の国際法理論上の意義を整理している。

第二章「投資条約仲裁手続きの管轄権メカニズム」では、投資条約仲裁手続の管轄権メカニズムの全体像について探究が行われている。投資条約仲裁手続の管轄権は、紛争当事者間の付託合意にその法的基礎を置くものである。しかし、一方の紛争当事者である投資条約締約国（投資受入国）の付託意思は条約規定という形であらかじめ表明されており、他方の紛争当事者である投資家による一方的付託という付託意思の表明により、紛争当事者両者間の付託合意が成立するという構造となっている。このため、当該仲裁手続の管轄権の範囲は、投資条約の文言として表明された投資受入国の付託意思の範囲によって画定される。その結果、投資紛争条約における管轄権の範囲は、基本的に当該投資条約の紛争解決規定の解釈問題として法的には構成されることになる。ひとくちに投資条約といった場合にも、その紛争解決条項の内容は多様であるが、本論文では、まず日本が締結した二国間投資条約について、代表的な紛争解決規定の類型化して整理し分析を行っている。また、投資条約が規定する仲裁手続として、投資紛争解決国際センター（ICSID）の仲裁手続（ICSID仲裁手続）が選択される場合も多い。本論文では、このようなICSID仲裁手続の内容についても分析を加え、特にその管轄権に関する特徴を検討している。

次に、第三章「自然人投資家の国籍判断基準」では、紛争当事者たる投資家が個人（自然人）の場合についての投資条約仲裁手続に関する人的管轄権の問題に関して考察が加えられている。個人の投資家が紛争の一方当事者となる場合に、投資条約仲裁手続の人的管轄権の問題に関して実質的に最も重要な論点は、投資家の「国籍」判断の問題である。個人投資家の国籍判断に関しては、「国籍付与は国家の裁量事項である」という国際法上の原則に従った規定を置く投資条約が多いが、いわゆる「実効的国籍」を基準として置く投資条約も少数ではあるが存在する。多くの投資条約に基づく仲裁判断においては、「真正な連関」に基づく「実効的国籍」といった概念が仲裁の人的管轄権を否定する方向で適用される例は稀であり、自然人投資家の国籍が仮に形式的なものであっても、投資受入国以外の投資条約締約国の国籍を有していれば投資仲裁の人的管轄権の範囲内にあるものと判断されている。

さらに第四章「会社（法人）投資家の国籍判断基準」では、投資条約仲裁の人的管轄権との関係での会社（法人）投資家の国籍判断の問題について検討が加えられている。会社の国籍決定に関して、多くの投資条約は各国の国内法制において採用されている設立準拠法や本拠地といった基準を設けている。特に現地子会社に関して、ICSID条約第二五条二項(b)は、紛争当事者の合意を要件として、現地子会社はこれを支配している会社の国籍を有するものとみなすことができる旨を規定するが、このような現地子会社に関する「支配基準」は、さまざまな困難な問題を残すものであり、必ずしも客観的に明確な基準として実質的に機能しているとはいえないことが指摘される。投資条約の条文中に国籍判断の基準が明記されている場合には、当該基準に従って国籍判断がなされることになるが、投資条約中に明文の規定が存在しない場合には、外交的保護をはじめとする私人損害に関する国際請求において形成されてきた国際法上の一般的な原則に従って国籍判断がなされることになる。しかし、その場合にも、法人格否

認の法理の適用の可否など、検討すべき課題が多く残されている。また、会社の国籍決定の基準時の決定は、会社の清算が問題となる事例において実質的に重要な問題となるが、その場合の国籍継続原則の適用に関しても多くの論点が残されている。

以上のような考察を踏まえて、本論文の結びとなる第五章「おわりに」において筆者は、投資条約仲裁手続における人的管轄権の判断基準となる紛争当事者たる私人の国籍概念が実質的に相対化し、形式的な国籍判断基準が多くの場合に採用されている半面、紛争当事者が法人（会社）である場合にはその国籍の判断基準が錯綜し、複雑化していることを指摘し、伝統的な外交的保護の要件である国籍継続原則や実効的国籍原則が投資条約仲裁における人的管轄権の判断においては必ずしも有効な判断基準として機能していないと結論づけている。

論文審査結果の要旨

本論文は、国境を越えた投資活動が量的及び質的に急激に増大し、グローバル化が一層加速しつつある世界の経済活動の実態に対して、国家間の関係を規律する法規範として伝統的に形成され発展を遂げてきた国際法が、いかに対応すべきであるかという現代の極めて重要な検討課題について、外国投資をめぐる国際的な紛争の法的解決手段として重要な役割を果たしている投資条約中の投資紛争仲裁を具体的素材として、その現状と課題、そしてその限界を丹念に掘り下げて実証的な考察を加えた研究である。

国際的な経済分野に関する従来 of 国際法学による研究の対象としては、多国間関係に関しては主に GATT・WTO や IMF・世界銀行といった経済金融分野の国際機関による諸活動の分析、二国間関係に関しては主として二国間の通商条約における最恵国待遇や内国民待遇の機能の検討、といった点に学問的関心が払われていた。これに対して本論文は、国境を越えた「投資」に関連する問題として、多国間関係を規律する FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）と二国間関係を規律する二国間投資条約（BIT）の双方を総合的に捉え、国際的な投資活動を法的に規律するこれらの国際法規範を包括的に分析対象として、国際投資紛争の仲裁手続による解決に関する実質的な諸課題を実証的に分析する、という新たな視座からの考察を行っている。そこでは、国家対外国投資家という形態での国際紛争が投資仲裁という法的手続によって解決が図られていく過程で問題となるさまざまな具体的課題が、国家対外国人という形の国際紛争に関する国際法上の伝統的な紛争解決手続である外交的保護との対比の下で具体的に検討され、浮き彫りにされて理論的に整理されている。本論文における検討は、詳細かつ緻密で実証的であり、このように数多くの投資条約の条文と具体的な仲裁判例等を深く掘り下げて検討を行い、その法的機能と実質的役割、そしてその限界と問題点を明らかにした研究は、我が国においては他に例を見ないものである。その意味で本研究は、この分野における先駆的な研究として学術上高く評価することができよう。

しかし、本論文にも指摘すべき課題が存在しないわけではない。本論文における分析は、実

証的ではあるものの叙述的かつ平面的であり、その論旨の展開が必ずしも明確でない部分も散見される。また、投資条約の条文の整理・紹介や、仲裁判例の分析等がかなりの部分を占めており、国際法の一般原則に照らした理論的掘り下げが不十分な部分もないわけではない。しかし、以上のような課題に関しては、筆者自身も十分にこれを自覚しているものであり、国家と外国人との間の紛争に対して国際法はいかに法的に対応すべきか、という一般的かつ根本的な問題意識を基盤として筆者が本論文での実証的検討を展開していることは、外交的保護との比較考察という視点から投資仲裁を分析する、という本論文の採る基本的方法論からも明確に窺われるところである。また、本論文全体を通じて示されている筆者の粘り強くかつ誠実な学問的資質と高い研究能力に照らせば、本論文で残された検討課題についても、筆者が今後さらに研鑽を積む過程において検討が加えられ明確にされることが十分に期待できる。さらに、本論文が内包する高い学問的価値に鑑みれば、筆者が近い将来において我が国を代表する若手研究者の一人として学界の発展に寄与することは疑い得ないところである。

以上により、本論文は、博士（法学）の学位を授与される水準に十分達しているものと認められる。